

(趣旨)

第1条 この要綱は、南砺市補助金等交付規則(平成16年南砺市規則第36号。以下「規則」という。)第20条の規定に基づき、南砺市民間賃貸住宅居住補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 民間賃貸住宅 市内に所在する一戸建て住宅又は共同住宅で、建物の所有者又は転貸する者との間で賃貸借契約を締結し、自己の居住の用に供する住宅をいう。ただし、次に該当するものを除く。
 - ア 市営住宅その他の公的賃貸住宅
 - イ 社宅、寮その他の市内中小企業者等から貸与されている住宅
 - ウ 南砺市空き家バンクに登録されている住宅
 - エ 3親等以内の親族が所有する住宅
- (2) 家賃 民間賃貸住宅の賃貸借契約に定められた賃借料(管理費、共益費、駐車場使用料その他賃貸住宅の管理に係るものを除く。)の月額をいう。
- (3) 基準日 当該年度の1月1日をいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、市内の民間賃貸住宅に入居する世帯に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 令和7年3月1日以後に民間賃貸住宅に入居した者であること。
- (2) 民間賃貸住宅の賃貸借契約の名義人となり、本人又は同一世帯内の親族が当該住宅の家賃を支払っていること。
- (3) 市の住民基本台帳に記録されていること。(外国人にあつては、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者のいずれかの在留資格を有する者に限る。)
- (4) 第8条の規定による交付対象者の指定申請の日において34歳以下の者が同一世帯内に含まれていること。
- (5) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けていないこと。
- (6) 世帯員に過去この告示による補助金の交付を受けた者がいないこと。
- (7) 結婚新生活支援事業補助金を受給していないこと。
- (8) 賃貸住宅の家賃に係る市の他の補助金を受給していないこと。
- (9) 市税その他の市に対する納付金を滞納していないこと。
- (10) 暴力団等の反社会的勢力でないこと、反社会的勢力との関係を有していないこと、及びこれに類すると認められないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象者又は同一世帯内の親族が支払った家賃とする。

2 市の他の補助金等の交付の対象とされた経費は、補助対象経費に含まない。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、月額2万円を限度とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生ずるときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付対象期間)

第7条 補助金の交付の対象となる期間(以下「交付対象期間」という。)は、交付対象者として指定を受けた日の属する月から36月以内とする。

(交付対象者の指定申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、市長から交付対象者として指定を受けなければならない。

2 前項の指定を受けようとする者(以下「指定申請者」という。)は、南砺市民間賃貸住宅居住補助金交付対象者指定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 賃貸借契約書の写し(契約者及び家賃の額が記載されていること。)
- (2) 住民票の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付対象者の指定通知)

第9条 市長は、前条第2項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該者を交付対象者として指定し、南砺市民間賃貸住宅居住補助金交付対象者指定通知書(様式第2号)により指定申請者

に通知するものとする。

2 交付対象者の指定は、同一世帯につき1回限りとする。

(指定内容の変更届)

第10条 前条の規定により交付対象者指定の通知を受けた指定申請者(以下「交付対象者」という。)は、指定を受けた内容に変更が生じたときは、速やかに南砺市民間賃貸住宅居住補助金指定内容変更届(様式第3号)により市長に届け出なければならない。

(補助金の交付申請)

第11条 補助金の交付を受けようとする交付対象者(以下「交付申請者」という。)は、南砺市民間賃貸住宅居住補助金交付申請書兼請求書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 家賃の領収書の写し又は家賃の支払を証する書類の写し
- (2) 基準日において、市の住民基本台帳に記録されていることが確認できる住民票の写し
- (3) 市税の完納証明書
- (4) 振込先を確認できるもの(通帳等の写し)
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、毎年1月末日までに、その前年の1月から12月までに支払った家賃についてするものとする。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第12条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、南砺市民間賃貸住宅居住補助金交付決定及び額確定通知書(様式第5号)により交付申請者に通知するとともに、補助金を交付するものとする。

(交付対象資格の喪失)

第13条 市長は、交付対象者が、第4条に規定する補助対象者の要件のいずれかに該当しなくなったと認めるときは、該当しなくなった日の属する月からは補助金は交付しないものとする。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、第12条の規定による通知を受けた交付申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又はその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、この告示の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第15条 市長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者があるときその他規則第16条に該当するときは、当該者に対し補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(令和7年度における補助金の交付申請の特例)

2 第11条2項の規定にかかわらず、令和7年度の交付申請は、前年の4月から12月までに支払った家賃についてするものとする。

(この告示の失効)

3 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に交付対象者として指定を受けた者に対するこの告示の規定の適用については、なお従前の例による。

様式第1号(第8条関係)

南砺市民間賃貸住宅居住補助金交付対象者指定申請書

年 月 日

(宛先) 南砺市長

指定申請者 住所
氏名
電話番号

南砺市民間賃貸住宅居住補助金の交付対象者として指定を受けたいので、南砺市民間賃貸住宅居住補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者の概要	ふりがな	
	氏名	
	住民登録の日	年 月 日
入居した賃貸住宅	住所 (アパート・マンション名も記載すること)	
	契約締結年月日	年 月 日
	契約期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
	家賃月額	円(管理費、共益費、駐車場使用料等を除く。)
確認事項 (該当するもの全てにチェック)	<input type="checkbox"/> 34歳以下の者が同一世帯内に含まれている	
	<input type="checkbox"/> 生活保護を受けていない	
	<input type="checkbox"/> 世帯員に過去この補助金の交付を受けた者がいない	
	<input type="checkbox"/> 結婚新生活支援事業補助金を受給していない	
	<input type="checkbox"/> 賃貸住宅の家賃に係る市の他の補助金を受給していない	
	<input type="checkbox"/> 入居する賃貸住宅が以下のア～ウに該当しない ア. 市営住宅その他の公的賃貸住宅 イ. 社宅、寮その他の中小企業等から貸与されている住宅 ウ. 3親等以内の親族が所有する住宅	
	<input type="checkbox"/> 暴力団等の反社会的勢力でない、反社会的勢力との関係を有していない	

【添付書類】

- (1) 賃貸借契約書の写し(契約者及び家賃の額が記載されていること。)
- (2) 住民票の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第2号(第9条関係)

南砺市民間賃貸住宅居住補助金交付対象者指定通知書

第 年 月 日

様

南砺市長



年 月 日付けで申請のあった南砺市民間賃貸住宅居住補助金の交付対象者の指定については、南砺市民間賃貸住宅居住補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり指定したので通知します。

1 交付対象者及び交付対象期間

交付対象者	氏名	
	住所	
交付対象期間	年 月から 年 月まで	

2 交付対象者の指定の条件

- (1) 交付対象者指定申請の内容に変更があった場合は、南砺市民間賃貸住宅居住補助金指定内容変更届(様式第3号)により速やかに届け出ること。

様式第3号(第10条関係)

南砺市民間賃貸住宅居住補助金指定内容変更届

年 月 日

(宛先) 南砺市長

交付対象者 住所

氏名

電話番号

年 月 日付け 第 号により通知があった南砺市民間賃貸住宅居住補助金の交付対象者の指定について、次の通り変更したので、南砺市民間賃貸住宅居住補助金交付要綱第10条の規定により届け出ます。

1 変更の理由(家賃の変更、賃貸住宅の変更等)

2 変更の年月日 年 月 日

3 変更の内容

変更前	変更後

4 添付書類

- (1) 上記の変更内容を証する書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

様式第4号(第11条関係)

南砺市民間賃貸住宅居住補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

(宛先) 南砺市長

交付申請者 住所
氏名
電話番号

年度において南砺市民間賃貸住宅居住補助金の交付を受けたいので、南砺市民間賃貸住宅居住補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて申請及び請求します。

1 交付申請額兼請求額

区 分	家賃月額 (A)	住宅手当月額 (B)	補助金月額 (C) (A-B)×1/2 ※上限2万円	交付申請額兼請求額 (C)×月数 ※1,000円未満切捨て
年 月から 年 月まで	円	円	円	円

2 振込先

金融機関名	銀行 金庫 農協 組合		本店・支店・支所						
口座名義人	フリガナ								
	氏 名								
口座種類	普通・当座	口座番号							

【添付書類】

- (1) 家賃の領収書の写し又は家賃の支払いを証する書類の写し
- (2) 住民票の写し
- (3) 市税の完納証明書
- (4) 振込先を確認できるもの(通帳等の写し)
- (5) その他市長が必要と認める書類

様式第5号(第12条関係)

南砺市民間賃貸住宅居住補助金交付決定及び額確定通知書

南砺市指令 第 号
年 月 日

様

南砺市長



年 月 日付けで申請のあった 年度南砺市民間賃貸住宅居住補助金については、南砺市民間賃貸住宅居住補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり交付することに決定し、併せて補助金額を確定したので通知します。

交付決定及び確定額

円